



新会員制度導入について

一般社団法人日本自動車タイヤ協会（会長 野地 彦句）は、これまでの会員制度を見直し、本年 4 月より新たに準会員制度を構築し運用を開始することをお知らせ致します。

〈目的〉

タイヤがグローバルに流通している状況も鑑みて、準会員の資格を新たに設けることにより、当会が掲げる目的*¹を達成するための新たなアプローチと位置付けるとともに、併せて開かれた協会を目指します。

*1: 定款 第 3 条（目的）より

本会は、自動車タイヤ（自動車用タイヤ、建設車両用タイヤ、産業車両用タイヤ、農業機械用タイヤ等をいう。）の生産、流通、消費及び貿易に関する調査研究、安全及び環境保全に関する施策の立案及びその推進等を行うことにより、自動車タイヤ工業の健全な発展を図り、もって我が国産業及び経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

〈概要〉

本会の目的に賛同し、理事会の求めに応じて本会の事業に協力するタイヤメーカー（またはその子会社）が準会員になる事ができます。

準会員が協力する事業としては、タイヤのリサイクル、統計調査、広報、事故防止、リコールの 5 つの事業があります。

〈参考：新たな会員資格〉

| 会 員 | |
|-----|---|
| 正会員 | 日本国内において自動車タイヤの製造を営む法人であって、本会の目的に賛同し、その事業に参画するもの |
| 準会員 | 自動車タイヤの製造を営む法人またはその子会社であって、本会の目的に賛同し、理事会の求めに応じて本会の事業に協力するもの |

以上

本件に関するお問合せ先

一般社団法人日本自動車タイヤ協会 総務部

電話 03-3435-9091 FAX 03-3435-9097